

報告書記載内容および検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり報告書記載内容および検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成 27 年 4 月より

■変更内容

1. 報告書の単位を変更

単位の表記を J I S や各種法令等の表記に合わせ、「ℓ」、「l」から「L」に変更させていただきます。

例) mg/ℓ → mg/L mg/l → mg/L

2. 報告名称の変更

クリプトスポリジウムの報告名称を関連通知の表記に合わせた名称に変更させていただきます。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 |
|------------|------|------------------------------------|--|
| クリプトスポリジウム | 報告名称 | クリプトスポリジウム等 クリプトスポリジウム ジアルジア | クリプトスポリジウム等(原虫) クリプトスポリジウム ジアルジア |
| | | クリプトスポリジウム等(指標菌) 大腸菌 嫌気性芽胞菌 | クリプトスポリジウム(指標菌) 大腸菌 嫌気性芽胞菌 |

3. 「プール水施設基準」報告書に備考コメントを追記

プール水施設基準の報告書に備考コメント「検査方法及び基準値は、文部科学省指導〔学校環境衛生の基準〕及び厚生労働通知〔遊泳用プールの衛生基準〕に準ずる」を記載させていただきます。

4. 検査方法・必要量の変更

水質基準項目の非イオン界面活性剤の検査方法を固相抽出-高速液体クロマトグラフ法に変更させていただきます。これに伴い、必要量及び定量下限値を変更させていただきます。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 |
|-----------|------|---------|--------|---|
| 非イオン界面活性剤 | 検査方法 | H P L C | S P | 「水道上水・原水(水道法関連)」 「飲料水(ビル管理法関連)」 (1) 基準項目 p3 |
| | 必要量 | 1000mL | 2000mL | |

・ 定量下限値は、0.005mg/L から 0.002mg/L となります。

5. 基準値等の変更

平成 27 年 3 月 25 日付「健発 0325 第 21 号」厚生労働省健康局長通知により、水質基準項目のジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の基準値及びフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)や農薬類の目標値が変更となりました。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 |
|---------|------|-----------|-----------|--|
| ジクロロ酢酸 | 基準値 | 0.03 mg/L | 0.04 mg/L | 「水道上水・原水(水道法関連)」 「飲料水(ビル管理法関連)」 (1)基準項目 p2 |
| トリクロロ酢酸 | | 0.03 mg/L | 0.2 mg/L | |

- ・ジクロロ酢酸の定量下限値は、0.004mg/L から 0.003mg/L となります。
- ・トリクロロ酢酸の定量下限値は、0.02mg/L から 0.003mg/L となります。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 |
|------------------|------|-----------|----------|---|
| フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) | 目標値 | 0.08 mg/L | 0.1 mg/L | 「水道上水・原水(水道法関連)」 (2)水質管理目標設定項目 p4 |

- ・定量下限値は、0.01mg/L から 0.008mg/L となります。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 |
|-------------------|------|-----------|------------|-------------------------------|
| 1,3-ジクロロプロペン(D-D) | 目標値 | 0.05 mg/L | 0.002 mg/L | 「水道上水・原水(水道法関連)」 (4)農薬類 p9 |
| オキシ銅(有機銅) | | 0.03 mg/L | 0.04 mg/L | |

- ・1,3-ジクロロプロペンの定量下限値は、0.0001mg/L から 0.0005mg/L となります。

6. 食品衛生法・食品製造用水(旧 清涼飲料水製造基準の飲用適の水)の有機リンとフェノール類の定量下限値を変更

有機リンとフェノールの定量下限値は基準値の 1/10 としていましたが、食品衛生法では上水試験方法(1978 年度版)を根拠としているため、同根拠に合わせ定量下限値に変更させていただきます。

| 検査項目 | 変更箇所 | 新 | 旧 | 検査案内掲載頁 |
|--------|-------|------------|-------------|---------|
| 有機リン | 定量下限値 | 0.05 mg/L | 0.01 mg/L | 未掲載 |
| フェノール類 | | 0.005 mg/L | 0.0005 mg/L | |

以上